

自閉スペクトラム症者と同居する親の防災対策及び 避難行動要支援者名簿に対する認知

高尾堅司*¹ 佐々木新*¹ 水子学*¹

要 約

本研究は、自閉スペクトラム症者と同居する親を対象に、防災対策と避難行動要支援者名簿に対する認知について確認することを目的とした。調査者は、2015年から2016年にかけて、Z県内の自閉スペクトラム症者と同居する親 ($n=5$) を対象に、面接調査 (半構造化面接) を行った。面接調査の結果、調査対象者の多くが子を対象とした避難に関する防災対策に関心を有していた。しかし、調査対象者は避難行動要支援者名簿の有効性に対する肯定的な側面に加え否定的な側面に言及していた。以上の結果は、避難行動要支援者名簿の機能性を高める必要性を示している。

1. 緒言

災害の発生が予測される状況下や災害発生後に安全に避難することは、諸条件が満たされない限り困難である。その点は誰においても共通するが、在宅の障がい者は障がいのために自らの意思で避難できない可能性や危険を認知することが容易ではないことがあるために、避難が困難な局面に直面することが予想される。したがって、在宅の障がい者には安全な避難を実現するための防災対策が不可欠である。全国社会福祉協議会¹⁾は、非常時用の持ち出し品として配慮すべき内容を障がい別に列挙しているほか、避難場所の確認から緊急時に安否を確認してくれる人の確保や近隣住民とのつながりの強化を推奨している。また、東京都心身障害者福祉センター障害者震災対策検討委員会事務局²⁾は、平常時における防災対策を障がい別に示すとともに、さらに日頃の備えの一つとして「地域での隣人や友人と日頃のつきあいを通して、救援ネットワークをつくっておくと、いざというときに安心」(p.9)としている。つまり、障がい者は、物理的な備えだけでなく、家族と協力しながら避難場所の確認や地域住民とのつきあいといった対人的な備えを実施することが安全な避難を実現する上で欠かせない。

在宅の障がい者が、家族以外の者から災害の発生が予測される状況下や災害発生後に避難支援を受け

る別の手段として、避難行動要支援者名簿^{†1)}への登録が挙げられる。2013年に改正された災害対策基本法においては、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成を義務づけることが明記されている³⁾。総務省消防庁⁴⁾が1,739市町村を対象に行った調査によると、2017 (平成29)年6月1日現在で93.8%の調査対象市町村が作成済で、平成29年度末には99.1%が作成済となる見通しである。つまり、平成29年度末の時点で日本国内のほぼすべての市町村に避難行動要支援者名簿が存在することが考えられる。

全市町村に避難行動要支援者名簿が整備された後の段階においては、避難行動要支援者名簿をいかに有効活用するかが課題になる。避難行動要支援者名簿の有効活用の選択肢として、避難に関する個別計画 (以下、個別計画と称す) の策定が挙げられる。内閣府 (防災担当)⁵⁾は、「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。」(p.35)とし、個別計画の作成を推奨している。障がい者がおかれている状況は個別性に富むことから、法や制度で個別計画の策定が義務付けられているか否かを問わず、個別計画を策定することには一定の意義がある。

とりわけ、自閉スペクトラム症者にとって個別計

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科
(連絡先) 高尾堅司 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail : takao@mw.kawasaki-m.ac.jp

画を策定することの意義は大きい。日本自閉症協会⁶⁾によると、自閉症者は災害の怖さや避難の必要性を理解するのが困難であることに加えて、変化に対する不安や抵抗、コミュニケーションの困難さを有するため個別の声掛けを要する。内山ら⁷⁾が、「発達障害の子どもや成人の支援ニーズは本人、家族の特性や地域により多様であり、個別の支援ニーズをアセスメントし、個別の支援プランをたてる必要がある。このことは被災後に限らず、発達障害支援の基本であるが、被災後の混乱状態では基本的に忠実な支援が難しい。」(p.149)と述べているように、平常時に個別の避難誘導方法を把握しておくことも求められる。自閉スペクトラム症者に対してはコミュニケーション上の合理的な配慮が求められることも踏まえ⁸⁾、どのような個別的な支援を要するかを知ることが安全な避難に係る防災対策につながると言えるだろう。

避難行動要支援者名簿の活用においては、自閉スペクトラム症者と同居する親の防災対策に対する態度と個人情報の提供に対する態度がその可否に影響を及ぼすことが考えられる。仮に、親が自閉スペクトラム症の子を対象とした防災対策の一環として避難に係る備えを考えようとするならば、積極的に避難行動要支援者名簿を活用しようとするのが考えられる。反対に、自閉スペクトラム症者と同居する親が防災対策について考えることが困難な状況にあるならば、積極的に避難行動要支援者名簿を活用することが難しいかもしれない。したがって、親が子を対象とした防災対策についてどのように考えるかによって、避難行動要支援者名簿の有効活用の可否が左右されることが考えられる。

また、親は自閉スペクトラム症である子の個人情報を第三者に提供するか否かの意思決定を迫られる局面に直面する可能性がある。避難行動要支援者名簿の名簿情報を外部(避難支援等関係者^{†2)})に提供する場合は、その同意を要さない根拠となる条例が定められていない限りは、避難行動要支援者の同意が求められる⁵⁾。ただし、避難行動要支援者自身が同意するか否かの判断を下すことが困難な場合は、「要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。」(p.17)とされている⁹⁾。「要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない」

場合は、親の意向が避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に同意するか否かの意思決定に直接的な影響を及ぼす。仮に、家族の障がいに関する情報を第三者に提供したことで不快な思いをした経験を有する人は、積極的に同意するとは考えにくい¹⁰⁾。したがって、親が子の個人情報を提供することについて肯定的に考えるか、または否定的に考えるかによって、避難行動要支援者名簿の有効活用の可否が定まることが予想される。

上述の通り、避難行動要支援者名簿の名簿情報の有効活用を図るにあたって、自閉スペクトラム症の子を持つ親の意向は無視できない要因の一つとなる。実効性のある個別計画を策定するには、自閉スペクトラム症の子を持つ親がその子を対象とした防災対策についてどのように考えているかを確認するとともに、避難行動要支援者名簿に対する考えを確認することが求められる。そこで、本研究では自閉スペクトラム症者と同居する親の防災対策ならびに避難行動要支援者名簿に対する考えを確認し、防災対策を進める上での困難さや避難行動要支援者名簿に対する戸惑い等を探索的に整理することを目的とした。

2. 方法

2.1 調査対象者

2015年11月から2016年3月にかけて、障がい者とその家族に対する支援を目的とするZ県内の一法人の会員で、自閉症(広汎性発達障害等)の診断を受けた子(平均年齢:25.8($SD=3.6$))と同居する親($n=5$)(平均年齢:57.0($SD=3.7$))を対象とした。

2.2 調査の手続き

調査者(2名)は、個別に半構造化面接を実施した。面接回数は1回で、所要時間に個人差はあったが概ね1時間程度であった。主な質問内容は、「同居する自閉スペクトラム症の子(以下、子と称す)を対象とした防災対策について考えた契機」「子を対象とした防災対策として取り組んでおくべきと考えること」「平成25年に国が障害者、要介護高齢者等の避難行動要支援者が災害時に犠牲になることを防ぐことをねらいのひとつとして市町村に避難行動要支援者名簿を作成することを義務づけたことについて知っているか」「避難行動要支援者名簿に登録しているか、避難行動要支援者名簿が役に立つと思うか」「避難行動要支援者名簿に登録することに抵抗感を覚えるか」等であった。調査者は、自閉スペクトラム症の子と同居する親(以下、親と称す)の発言内容に応じて質問を与えた。面接の内容は、ICレコーダーで録音した。なお、ICレコーダーでの録音に

際して事前に対象者の同意を得た。面接後、調査者は親に謝辞を述べるとともに、謝礼としてクオカード(¥1,000)を1枚手渡した。

2.3 倫理的配慮

調査者は、本調査の実施前に調査対象とした法人の代表者に調査目的及びその内容について説明した。また、本調査への協力に同意した後でも同意を撤回することができることと、その場合においても同意撤回による不利益は生じないことを伝えた。調査に対して協力する意図が確認された後に、調査者は調査協力同意書と調査協力同意撤回書を手渡し、調査協力同意書に署名、捺印するよう依頼した。なお、一旦同意した後も同意を撤回することが可能であることについて説明した。その後、調査者はこの法人の会員に対して調査協力依頼書等を配布し、調査の主旨について説明した。調査協力申請書の提出が認められた会員を調査の対象とした。調査当日、調査者は親に対して改めて調査の主旨を説明し、同意が得られた後に面接を実施した。なお、本研究は著者が所属する大学の倫理委員会の承認を得て実施された(承認番号:15-054)。

3. 結果と考察

3.1 子を対象とした防災対策について考えた契機および子を対象とした防災対策として取り組んでおくべきと思うこと

子を対象とした防災対策について考えた契機として、自然災害の発生のほか(ID:1, ID:2, ID:5)(表1)、家庭内での出来事が挙げられていた(ID:4, ID:5)

(表1)。日常生活上の出来事や自然災害の発生が、親にとって子を対象とした防災対策について考える契機になることが分かる。また、日常生活における親の子への支援の実態が、子を対象とした防災対策の実態に関連することを示唆する発言(ID:3)(表1)が認められた。この発言から、大人が子のそばに常時待機している状況であることから、非常時においても大人が子を支援する意向が垣間見られる。子を対象とした防災対策が子への支援に含まれるとすれば、親が子を常時支援する状況下では子への支援として認知することはあっても、「子を対象とした防災対策」としてあえて明確に認知する機会は少ない可能性を示唆している。ただ、「この機に考えないといけない」(ID:3)(表1)との発言も認められた。この発言は、本調査への協力が防災対策の実態を振り返る機会となったことを示す。調査対象者にとって、調査者への情報提供に終始せず、防災対策のあり方を見直す機会となったことは、防災啓発の一つの形態として注目に値する。

一方、災害関連情報による子の心身への否定的影響が浮き彫りとなった。地震の映像を視聴することで心身の調子を崩したことから、親として防災対策を実施しようとしても躊躇するとの発言はその一例である(ID:5)(表1)。テレビ番組の映像内容に加え、平常時とは異なる番組編成に苦痛を覚えるとの発言は、自然災害に関連する情報との接点を調整するための備えの必要性を示している。また、子が防災訓練に参加することへの不安視も含め(ID:1)(表1)、親は子を対象とした防災対策の必要性を認知しているが、その実現に向けての課題は山積していることがうかがえた。

子を対象とした防災対策として取り組んでおくべき、あるいは取り組んでおいた方が良いと考えていることとしては、避難に係る発言がほぼ全員に認められた(表1)。災害発生後に子が一人でどの程度対応できるかという不確実な部分に加え、避難先での適応から火災発生時の避難に対する懸念が表明された。懸念の大部分は、避難の必要性に対する理解から危険性の予測が困難な傾向を有し、また集団行動をとりにくいという自閉スペクトラム症者の傾向⁶⁾が反映されている。誰しも先の見通しが立たない状況下においては、他者から情報を得たり、必要に応じて助けを求めることが身の安全を守るための要件となる。他者とのコミュニケーションに不安な側面がある子を持つ親にとって、災害時に子が直面する事態に不安を隠せないことが表れている。

3.2 親の避難行動要支援者名簿に対する認知、登録状況および評価

市町村が、避難行動要支援者名簿を作成することを義務づけられたことについては、親全員が認知していた(ID:1, ID:2, ID:3, ID:4)(表2)。なお、5名の親のうち、1名は先の質問の段階で名簿の件に言及していた(ID:5)(表1)。避難行動要支援者名簿を認知していない場合、その作成が法律で義務づけられていることを知っているとは回答できないことから、親全員が避難行動要支援者名簿の存在を認知していることが考えられた。ただし、避難行動要支援者名簿に登録していた対象者は1名のみであった。また、行政機関に問い合わせたものの登録に至らず、地縁組織への登録を検討している例も認められた。

有効感については、自分が亡くなった場合に子を探してくれるといった安否確認の上で役立つといった発言のほか(ID:3, ID:4)(表2)、役に立たないとの発言も認められた。抵抗感については、条件が満たされるならば抵抗を覚えないことを意味する発言が認められた。「ちゃんと使ってもらえるなら

表1 子を対象とした防災対策について考えた契機および子を対象とした防災対策として
取り組んでおくべきと思うこと

ID:1 障害を持っているということ、東北地方太平洋沖地震とかですね。その前に兵庫県南部地震とか、Y【ある都道府県名】とかで結構地震があったので、防災については考えないといけないとは思っています。(自閉症のご家族を対象とした防災対策としてどのような防災対策を実行しておけば良いという考えがあれば) 本人が、自分で判断して逃げられるかどうかよく分かっていないので、確認しておくことは必要だと思います。どこまで一人で人を頼りながらできるのか。避難所がどこなのか知っているのかとか、家にいる場合に避難所を認識しているのかというのを確認したことがないので、そのあたりが最初かと思っています。避難所に行ったとき、時間をつぶせるのかどうか、過ごせるのかどうかもまだわからないので、その辺も必要だと思います。地域の避難訓練の中で長時間を過ごすのは無理じゃないかなと。

ID:2 以前に水害に近い出来事に遭ったので、機会は無かったことはないです。(本人を対象とした防災対策として実行しておくべきと思うことがあれば) 避難する時に可能な限り私が付き添えば行けますが、本人が状況を把握できるかどうか。知的障害はないですが、自閉症の場合、先の見通しがつかないことについての不安がすごいです。かなり動揺している状況だったら余計に本人は落ち着かないだろうし、こういう子どもたち独特の不安に配慮ができればいいのと思います。こういう状況の子どもたちには、こういうことが必要ということがまだ理解されていないので、そういう不安はすごいです。避難先で逆にパニックになるということがあるのかなと。

ID:3 知的障害が40ぐらいだと、家で一人では放っておけない。何かあっても、「こんなことがあった」と言えないものだから。一人にさせられなかったので、常に大人がいる状態だったという理由で防災等はしていませんでした。(今まで防災対策をしなくてはいけないとか、考えたことがあったか) 本当に考えていなくて、今日のこの話を機に本当に考えないといけない。まず思ったのは、ここに火が出たらこっちへ走る。こっちに火が出たらあっちといったように出口をいろいろと教えておかないといけない。

ID:4 地震とか台風、水害とかあまり意識したことが本当になかったです。ただ、つい何か月か前に火災保険の満期が来て更新しないといけないときに地域の危険区域を知り、自分がいるところはこういう状態だということを初めて真剣に意識したくらい。それまでは漠然と、というか考えていなかった。(こういう対策が必要と思うことはあるか) 常々気になっているのは、心配していることというか避難した時に子どもが落ち着けるのかどうか。自閉症なので多くの人と一緒に避難したりすることが心配です。

ID:5 東北地方太平洋沖地震があるまでそんなになかったのですが、あの映像を見て本人がすごく精神的にも身体的にも調子が悪くなってしまって、病院にも行って、しばらく映像とかを見られなかったので、そういう話は全くできなかったのですが、子に関する提出書類として、何かがあったときにどこに逃げるかを示す地図を出さないといけないことがありました。そのときに、改めて本人は考えたというか、どうやって逃げるかということ等について話したのがきっかけだと思います。(今は実行していないがしてみたい、あるいはしたほうが良いと思うことがあるか) 本人が一人で出かけることがほとんどなので、たとえば、公民館に行ったときに、行き帰り間にこういうことがあったらどうするかという話をしたり、自分で判断がとっさにできないので、周りに知っている人がいないときはどうするか、コンビニに行くか、最寄りの病院に行くかとか、そういう話はしました。それから本人に「こういう名簿があるよ」って言ったら、本人も登録したいって言ったので、問い合わせで書類を送ってもらったりしました。防災の体験とかいうのがあったりするので、一回参加したいなと思っています。あまりにヘビーなものだと思ってしまうと思って、したいなと思いがらできていないです。

注) 発言内容が大幅に変わらない程度に再構成した。また、倫理的配慮のもと発言内容を一部変更した。【 】は著者が補記した部分で、()は調査者の質問内容の要約である。

(抵抗感を)覚えません。」(ID:1)(表2)という発言は、その一例である。また、「外部の人に障がいを知られることは、私は別に何も問題はない。それはいいけど、書いたからといって対応ができるかという疑問です。」という発言(ID:2)(表2)も同様である。後者は、子の情報を第三者に提供することへの抵抗感よりも、むしろ「役に立たないモノ」に個人情報を提供することについて抵抗を覚えることを示している。一方、安否確認上は有効との見解を表明した親は、抵抗を覚えないと述べていた(ID:3, ID:4)(表2)。つまり、避難行動要支援者名簿の有効感と避難行動要支援者名簿に登録することの抵抗感が関連することが考えられる。ただし、子の情報を第三者に提供することへの抵抗感については、子の年齢によっても異なる可能性がある。この点については、検討の余地が残されている。

市町村は、避難行動要支援者名簿を作成しさえすれば良いわけではない。これを示唆するように、「名簿を作って、何も使わなかったら何の役にも立たないと思います。ちゃんと、どこでその人がだれでどういう状態なのかを実際に見て、知っておかないと役に立つとは思えません。」という発言が認められた(ID:1)(表2)。この発言は、避難行動要支援者名簿を活用し、平常時から避難行動要支援者の障がい状況等を確認すべきとの見解が含まれている。中村¹¹⁾は、発達障がい児・者の特性は多様であり、その家族でさえも災害時の対処に困難さを伴うことがあるため、個別計画を立て練習することを推奨している。しかし、親の避難行動要支援者名簿に対する有効性として子の安否確認上の利点が挙げられたことが表すように(ID:3, ID:4)(表2)、平常時よりもむしろ災害時に使用するものとしての印象が

強いことがうかがえた。

また、避難行動要支援者名簿に対する発言のうち避難後の課題について言及する親が認められた。「避難所に行ったとき、時間をつぶせるのかどうか、過ごせるのかどうかもまだわからないので」(ID:1)(表1)という発言のほか、「避難した先で逆にパニックになるということがあるのかなと。」(ID:2)(表1)、「自閉症なので多くの人と一緒に避難したりすることが心配です。」(ID:4)(表1)等の発言は注目に値する。以上の発言は、避難行動要支援者名簿に登録していたことで安全に避難できたとしても、避難先における子への配慮が期待できないとの見通しを有していることを示している。避難行動要支援者名簿を安全な避難を実現するために活用する

こと自体は、何ら否定されるべきではない。ただ、安全に避難することだけが目的ではない。無事に避難できたとしても、避難先での居場所がないようでは本末転倒であり、避難後の居場所を確保する視点も欠かせない。ところが、避難所における配慮は十分とはいえないとの報告が認められている¹²⁾。避難先での懸念を表明する発言を踏まえると、避難行動要支援者名簿は「点」として存在するだけでなく、避難先での居場所の確保にもつながる「線」としての機能を具現化することが不可欠であろう。

ところで、親の中には子を避難行動要支援者名簿に登録するか否かの意思確認がなかったとの発言も認められた。登録の意思確認がなかった理由のひとつに、子が避難行動要支援者名簿の登録要件を満た

表2 親の避難行動要支援者名簿に対する認知、登録状況および評価

ID:1 (平成25年に国が障害者、要介護高齢者等の避難行動要支援者が災害時に犠牲になることを防ぐことをねらいのひとつとして市町村にこの名簿を作成することを義務付けていることを知っているか。) はい、知っています。【名簿に登録して】ないです。消防署の職員が該当者のところに行きますと言っていて、うちには来なかったので「あっ、違うんだ」と思いました。(実際に役立つと思うかどうか。) 使うかどうかですね。名簿を作って、何も使わなかったら何の役にも立たないと思います。ちゃんと、どこでその人がだれでどういう状態なのかを実際に見て、知っておかないと役に立つとは思えません。(家族の名前、住所、障害区分等を名簿に掲載することに抵抗感を覚えるか。) ちゃんと使ってもらえるなら覚えません。

ID:2 (平成25年に国が障害者とか要介護高齢者等の避難行動要支援者が災害時に犠牲になることを防ぐことを目的として市町村にこの名簿を作成するように義務付けていることを知っているか。) 知っています。(これまでに障害等の理由で災害時における避難が困難な方の名簿に登録してくださいといった依頼を受けたことがあるか。) 回覧板でそういったことがあったけど、本人は書かなかったです。身体障害であるとか明らかにフォローの対象ということについては書くけど、本人はそれを書かなかった。私達も、それは分かります。まだ、こういう子どもたちへの偏見があり、一切理解がないということなのかなと思います。(名簿が災害時に役に立つと思うか、現状で。) 現状では思っていないです。きめ細かいことまで対応できるとは思いません。発達障がいの子どもに、クールダウンするから仕切りを作って隔離するとか難しいですよ、もちろんして欲しいとは思いますが、できる状況にないと思っています。(その場での対応とかできそうな環境ならば役に立つだろうということか。) はい。発達障がいの子どもは十人十色じゃないですか。誰にとっても望ましい環境はありますよね。(現状で、名簿に家族の名前、住所、障害区分等を掲載することについて抵抗感を覚えるか。) それは二つの側面があると思います。外部の人に障がいを知られることは、私は別に何も問題はない。それはいいけど、書いたからといって対応ができるかという疑問です。書くことには抵抗はありませんが、書いて意味があるのかなというのが今のところです。

ID:3 (平成25年に国が障害者・要介護高齢者等の避難行動要支援者が災害時に犠牲になることを防ぐことをねらいのひとつとして、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けていることを知っているか。) これなのかどうか分からないですが、何年前かに町内の民生委員が来られて、名簿にいれようかって聞いてくれて、ぜひお願いしますといった記憶があります。何かあった時にその探してくれるような何か。記入をしたことは覚えていますが、民生委員として来られたと思う。(名簿があることで、避難行動要支援者を救出する上で役に立つと思うか。) 何かあった時に誰が探してくれるのというときに、たとえば親も死んでしまっただけが、死ぬにしても何にしても、生存の確認を、住んでいる地域でしてくれるのはありがたいことです。名簿に登録しておけば、確実に時間がかかってもこの人はどうなっているのかなという確認はしてくれると思いました。(名簿に家族の名前、住所、障害区分等を掲載することについて抵抗感はあるか。) それは全然ないです。

ID:4 (避難行動要支援者名簿を今まで聞いたことはあったか。) なんとなく聞いたことありますけど、よくわからない。(今までこの名簿に登録して下さいというような依頼を受けたことはあるか。) ない。(高齢者の方や障害を持たれた方がいることが分かることで役に立ちそうな感覚を持っているか。) 役に立つんじゃないかという気がしますね。もし、親が二人とも死んで子が一人でいたときに、そういう子がここにいることを知っておいてもらうということは安心感があります。(名簿に子の情報を掲載することについて抵抗感はあるか。) ないです。

ID:5 (名簿について知っているか。) 知っています。(登録して下さいといった依頼は) ないです。当時、要支援の台帳に対して、本人は無関心でした。去年の夏、本人も登録したいと言ったので、問い合わせをして書類を送ってもらいました。登録しようと思って市に電話したら、「一年に一回名簿交換しているだけで、私たちにもやってないですよ。」とある課の方に言われたんです。一年くらいないですと言われたので、そのまま家に置いてあります。それが町内会に行くと思うので、町内会に直接私の子はこのようことがありますと言った方が早いのかなと思います。(名簿が役に立つと思うか。) 役に立つとは思えないですけど、役に立つようになって欲しいと思いますので、たくさんの人に申請して欲しいと思っています。(名簿に名前、住所とか、障害の状況を掲載することについての抵抗感があったか。) 役に立つものなら抵抗感はありません。

注) 発言内容が大幅に変わらない程度に再構成した。また、倫理的配慮のもと発言内容を一部変更した。【 】は著者が補記した部分で、()は調査者の質問内容の要約である。

していない可能性が考えられる。「消防署の職員が該当者のところに行きますと言っていて、うちには来なかったので『あっ、違うんだ』と思いました」

(ID:1) (表2) という発言は、その可能性を示唆している。ここで注意すべきは、登録要件を満たしていない人々が避難支援を全く必要としないとは限らないことである。内閣府 (防災担当)⁵⁾は、「要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく設けること。」(p.17) とした上で、「避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名

簿への掲載を市町村に求めることとする仕組」「形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組」(p.17) という「例」を挙げている。これらの例に類する「仕組」を各市町村が採用することが、支援漏れを防ぐ一つの手段となり得る。ところが、全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会災害時の障害者避難等に関する研究委員会¹³⁾は、「要介護度や障害等級、手帳の所持などが基準とされているものであり、避難が困難な障害者の範囲を示すものとしては不十分と言わざるを得ない。」(p.6) と述べているように、さらに詳細な基準を設定することも必要であろう。

謝 辞

本調査にご協力下さった調査対象者に対して、心よりお礼申し上げます。本研究は、JSPS 科研費 (課題番号: 15K04050) の助成を受けたものです。

付 記

本研究の一部は、31st International Congress of Psychology にて発表された。

注

- †1) 市町村によって当該名簿の名称が異なる場合があるが、本研究では避難行動要支援者名簿という表記に統一した。
- †2) 防災行政研究会⁹⁾によれば、災害対策基本法の第49条の11の第二項には、「消防機関、都道府県警察、民生委員法 (昭和23年法律第198号) に定める民生委員、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」(p.320) を避難支援等関係者と称している。また、「名簿情報の提供先である『避難支援等関係者その他の者』としては、第二項による事前提供と同様の消防機関、自主防災組織等といった避難支援等関係者のほか、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊等が想定される。また、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、震災後に避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、障害者団体等に名簿情報を提供するといったことも考えられる。」(p.323) としている。

文 献

- 1) 全国社会福祉協議会：震災体験を活かす—障害のある人への災害支援とマニュアルづくりのポイント—。全国社会福祉協議会編、障害のある人への災害支援—災害時の障害者援護に関する検討委員会報告書—。全国社会福祉協議会、東京、35-61、1996。
- 2) 東京都心身障害者福祉センター障害者震災対策検討委員会事務局編：災害弱者防災行動マニュアルへの提言—障害者およびその家族などのために—。東京都心身障害者福祉センター障害者震災対策検討委員会事務局、東京、1999。
- 3) 防災行政研究会編：逐条解説 災害対策基本法。第三次改訂版。ぎょうせい、東京、2016。
- 4) 総務省消防庁：避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/11/291102_houdou_2.pdf, 2017. (2018.8.1確認)
- 5) 内閣府 (防災担当)：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisayagousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>, 2013. (2018.8.1確認)
- 6) 日本自閉症協会：自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック—支援をする方へ—。
<http://www.autism.or.jp/bousai/bousai-hb-siensyayou.pdf>, 2012. (2018.8.1確認)
- 7) 内山登紀夫、川島慶子、鈴木さとみ：災害時の反応と対応。内山登紀夫編、子ども・大人の発達障害ハンドブック—年代別にみる症例と発達障害データ集—。中山書店、東京、145-149、2018。

- 8) 坂爪一幸, 湯汲英史編著: 知的障害・発達障害のある人への合理的配慮—自立のためのコミュニケーション支援—, かもがわ出版, 京都, 2015.
- 9) 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当), 消防庁国民保護・防災部防災課長, 厚生労働省社会・援護局総務課長: 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について, http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_01_7.pdf, 2013. (2018.8.1確認)
- 10) 水子学, 高尾堅司, 佐々木新: 高次脳機能障害者と同居する家族の避難行動要支援者名簿に対する意識, 川崎医療福祉学会誌, 28(1), 205-212, 2018.
- 11) 中村耕三編: 災害時の発達障害児・者支援エッセンス—発達障害のある人に対応するみなさんへ—, <http://www.rehab.go.jp/whoclbc/japanese/pdf/J32.pdf>, 2015. (2018.8.1確認)
- 12) 金丸隆太: 発達障害児者家族の避難の実際と避難所に対する要望, 新井英靖, 金丸隆太, 松坂晃, 鈴木栄子編, 発達障害児者の防災ハンドブック—いのちと生活を守る福祉避難所を—, クリエイツかもがわ, 京都, 31-53, 2012.
- 13) 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会 災害時の障害者避難等に関する研究委員会: 災害時の障害者避難等に関する研究報告書, http://www.shakyo.or.jp/research/2014_pdf/20140530_jisedai.pdf, 2014. (2018.8.23 確認)

(平成30年12月10日受理)

Recognition about Preparedness against Natural Disasters and the List of People Requiring Disaster Evacuation Assistance among Parents Cohabiting with a Person Having Autism Spectrum

Kenji TAKAO, Arata SASAKI and Manabu MIZUKO

(Accepted Dec. 10, 2018)

Key words : autism spectrum, parents, preparedness against natural disaster, the list of people requiring assistance, qualitative research

Abstract

This study aimed to explore how parents cohabiting with a person having autism spectrum prepared against natural disasters and whether they recognized the list of people requiring disaster evacuation assistance. The researchers conducted semi-structured interviews of parents ($n=5$) from 2015 to 2016. Results revealed that parents had considered how to prepare against natural disasters, including concern about evacuation in an emergency for their child. Parents recognized both positive aspects, such as confirmation of their safety, and negative aspects, such as hesitation to register on the list. The latter reason was related to opinions regarding the list's ineffectiveness. These results suggest the need to substantially enhance the function of the list.

Correspondence to : Kenji TAKAO

Department of Clinical Psychology

Faculty of Health and Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : takao@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.28, No.2, 2019 447 – 454)